

○ 経済産業省
環境省 告示第二号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年 経済産業省 令第七
環境省

号）第一条第三項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成二十六年 内閣府、総
厚生労働省、農
国土交通省、環

務省、法務省、
務省、文部科学省、
林水産省、経済産業省、
環境省、防衛省、
令第二号）第二条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格八一七等に

基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたら
す程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環
境大臣及び経済産業大臣が定める係数を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

なお、平成二十七年 経済産業省
環境省 告示第五号（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法

律施行規則第一条第三項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第二条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格八一七に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件）は、平成二十八年三月三十一日限り廃止する。

平成二十八年三月二十九日

経済産業大臣 林 幹雄

環境大臣 大塚 珠代

（フロン類の種類及び係数）

第一条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第一条第三項の規定に基づき、国際標準化機構の規格八一七等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類（以下「告示種類」という。）は、次の表一の中欄に掲げるとおりとし、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第二条第三号の規定に基づき、フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化

化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数（以下「告示係数」という。）は、同表の中欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。）第二条第一項で規定するフロン類のうち、同表の中欄に掲げられていない物質については、告示種類は「その他フロン類」とし、告示係数は零とみなす。

（混合冷媒の種類及び係数）

第二条 前条の規定にかかわらず、特定製品の冷媒として使用するために次の表一の中欄に掲げる物質の二以上の種類のものを混和したもの及び当該物質を他の物質と混和したもの（以下「混合冷媒」という。）については、告示種類は、次の表二の中欄に掲げるとおりとし、告示係数は、同表の中欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

附 則

1 法第十九条第一項、第六十条第三項及び第七十一条第三項に基づく報告並びに法第二十条第三項

に基づく集計に係るこの告示の規定は、平成二十九年度以降に行う当該各項に規定する報告及び集計について適用し、平成二十八年度に行う報告及び集計については、なお従前の例による。

2 法第八十七条第三号及び第四号に基づく表示については、この告示の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

表一（第一条関係）

1	R - 1 1 (トリクロロフルオロメタン)	4 7 5 0
2	R - 1 2 (ジクロロジフルオロメタン)	1 0 9 0 0
3	R - 1 3 (クロロトリフルオロメタン)	1 4 4 0 0
4	R - 2 2 (クロロジフルオロメタン)	1 8 1 0
5	R - 2 3 (トリフルオロメタン)	1 4 8 0 0
6	R - 3 2 (ジフルオロメタン)	6 7 5
7	R - 1 1 3 (トリクロロトリフルオロエタン)	6 1 3 0
8	R - 1 1 4 (ジクロロテトラフルオロエタン)	1 0 0 0 0
9	R - 1 1 5 (クロロペンタフルオロエタン)	7 3 7 0
1 0	R - 1 2 3 (ジクロロトリフルオロエタン)	7 7
1 1	R - 1 2 4 (クロロテトラフルオロエタン)	6 0 9
1 2	R - 1 2 5 (1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン)	3 5 0 0

1 3	R - 1 3 4 a (1・1・1・2-テトラフルオロエタン)	1 4 3 0
1 4	R - 1 4 1 b (1・1-ジクロロ-1-フルオロエタン)	7 2 5
1 5	R - 1 4 2 b (1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン)	2 3 1 0
1 6	R - 1 4 3 a (1・1・1-トリフルオロエタン)	4 4 7 0
1 7	R - 1 5 2 a (1・1-ジフルオロエタン)	1 2 4
1 8	R - 2 2 7 e a (1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン)	3 2 2 0
1 9	R - 2 3 6 f a (1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン)	9 8 1 0
2 0	R - 2 4 5 f a (1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン)	1 0 3 0

表二 (第二条関係)

1	R - 4 0 1 A	1 1 8 0
2	R - 4 0 1 B	1 2 9 0
3	R - 4 0 1 C	9 3 3

4	R - 4 0 2 A	2 7 9 0
5	R - 4 0 2 B	2 4 2 0
6	R - 4 0 3 A	1 3 6 0
7	R - 4 0 3 B	1 0 1 0
8	R - 4 0 4 A	3 9 2 0
9	R - 4 0 6 A	1 9 4 0
1 0	R - 4 0 7 A	2 1 1 0
1 1	R - 4 0 7 B	2 8 0 0
1 2	R - 4 0 7 C	1 7 7 0
1 3	R - 4 0 7 D	1 6 3 0
1 4	R - 4 0 7 E	1 5 5 0
1 5	R - 4 0 7 F	1 8 2 0
1 6	R - 4 0 8 A	3 1 5 0

1 7	R - 4 0 9 A	1 5 8 0
1 8	R - 4 0 9 B	1 5 6 0
1 9	R - 4 1 0 A	2 0 9 0
2 0	R - 4 1 0 B	2 2 3 0
2 1	R - 4 1 1 A	1 6 0 0
2 2	R - 4 1 1 B	1 7 1 0
2 3	R - 4 1 2 A	1 8 4 0
2 4	R - 4 1 3 A	1 2 6 0
2 5	R - 4 1 4 A	1 4 8 0
2 6	R - 4 1 4 B	1 3 6 0
2 7	R - 4 1 5 A	1 5 1 0
2 8	R - 4 1 5 B	5 4 6
2 9	R - 4 1 6 A	1 0 8 0

3 0	R - 4 1 7 A	2 3 5 0
3 1	R - 4 1 7 B	3 0 3 0
3 2	R - 4 1 8 A	1 7 4 0
3 3	R - 4 1 9 A	2 9 7 0
3 4	R - 4 2 0 A	1 5 4 0
3 5	R - 4 2 1 A	2 6 3 0
3 6	R - 4 2 1 B	3 1 9 0
3 7	R - 4 2 2 A	3 1 4 0
3 8	R - 4 2 2 B	2 5 3 0
3 9	R - 4 2 2 C	3 0 8 0
4 0	R - 4 2 2 D	2 7 3 0
4 1	R - 4 2 3 A	2 2 8 0
4 2	R - 4 2 4 A	2 4 4 0

4 3	R - 4 2 5 A	1 5 1 0
4 4	R - 4 2 6 A	1 5 1 0
4 5	R - 4 2 7 A	2 1 4 0
4 6	R - 4 2 8 A	3 6 1 0
4 7	R - 4 2 9 A	1 2
4 8	R - 4 3 0 A	9 4
4 9	R - 4 3 1 A	3 6
5 0	R - 4 3 4 A	3 2 5 0
5 1	R - 4 3 5 A	2 5
5 2	R - 4 3 7 A	1 8 1 0
5 3	R - 4 3 8 A	2 2 6 0
5 4	R - 4 3 9 A	1 9 8 0
5 5	R - 4 4 0 A	1 4 4

5 6	R - 4 4 2 A	1 8 9 0
5 7	R - 5 0 0	8 0 8 0
5 8	R - 5 0 1	4 0 8 0
5 9	R - 5 0 2	4 6 6 0
6 0	R - 5 0 7 A	3 9 9 0
6 1	R - 5 0 8 A	5 7 7 0
6 2	R - 5 0 8 B	6 8 1 0
6 3	R - 5 0 9 A	7 9 6
6 4	R - 5 1 2 A	1 8 9
6 5	その他混合冷媒	混合冷媒中の表一の中欄に掲げる物質ごとに、国際標準化機構の規格五一四九／一に定めのある混合冷媒については、同規格に基づく当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、それ以外の混合冷媒については、当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、当該物質に係る

	表一の右欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値（一未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値）
--	--